

防衛省訓令第13号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第4項（a）の規定に基づき自衛隊が使用する施設及び区域の管理に関する駐屯地司令等の職務及び駐屯地業務隊等の業務の範囲等に関する訓令を次のように定める。

平成25年3月22日

防衛大臣 小野寺 五典

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第4項（a）の規定に基づき自衛隊が使用する施設及び区域の管理に関する駐屯地司令等の職務及び駐屯地業務隊等の業務の範囲等に関する訓令

改正 平成27年10月1日省訓第39号

（趣旨）

第1条 この訓令は、日本国とアメリカ合衆国との間の

相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「日米地位協定」という。）第2条第4項（a）の規定に基づき自衛隊が使用する施設及び区域のうち自衛隊の部隊等が所在するものの管理に係る駐屯地司令等の職務及び駐屯地業務隊等の業務の範囲等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）在日米軍 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

（2）管理 在日米軍又は自衛隊が使用する施設及び区域の警備、消防、衛生、交通統制その他の管理一般をいう。

（3）自衛隊管理施設等 日米地位協定第2条第4項（a）に基づき自衛隊が使用する施設及び区域の

うち自衛隊の部隊等が所在するものをいう。

(4) 駐屯地司令等 駐屯地司令、分屯地司令、基地司令、分屯基地司令又は自衛隊管理施設等の管理を担当する海上自衛隊の部隊若しくは機関の長をいう。

(5) 駐屯地業務隊等 駐屯地業務、基地業務その他自衛隊管理施設等の管理に関する業務を担当する自衛隊の部隊又は機関をいう。

(6) 締結権者 駐屯地司令、分屯地司令、供用事務担当官（防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第30号）第2条第5号に規定する供用事務担当官をいう。）その他自衛隊管理施設等の管理について責任ある者をいう。

(7) 協定条件 日米地位協定第2条第4項（a）ただし書による合意及び当該合意に基づき締結された在日米軍の施設及び区域に自衛隊管理施設等が所在することに伴い必要となる自衛隊と在日米軍

との間の施設及び区域の管理に関する協定（以下次条及び第4条において「現地協定」という。）をいう。

（8）在日米軍基地司令 在日米軍の構成員であつて、自衛隊管理施設等が所在する在日米軍の施設及び区域の管理について権限を有する者をいう。

（現地協定）

第3条 締結権者は、自衛隊管理施設等の円滑な管理のため、日米地位協定第2条第4項（a）ただし書による合意に基づき、当該自衛隊管理施設等が所在する施設及び区域を管理する在日米軍の責任ある者と次の各号に掲げる事項の全部又は一部に関する現地協定を締結する必要があると認める場合には、当該者と協議し、現地協定を締結するものとする。

（1）自衛隊管理施設等の警備の要領に関すること。

（2）自衛隊管理施設等の消防の要領に関すること。

（3）自衛隊管理施設等の衛生の要領に関すること。

（4）自衛隊管理施設等における交通の統制に関する

こと。

(5) その他自衛隊管理施設等の管理に関する駐屯地司令等の職務及び駐屯地業務隊等の業務であって、当該自衛隊管理施設等を管理する駐屯地司令等又は在日米軍基地司令が必要と判断したこと。

2 締結権者は、前項の現地協定を締結する場合には、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の承認を求めなければならない。この場合において、現地協定に同項第1号に掲げる事項が含まれるときは、締結権者は、当該事項についての統合幕僚長の承認を求めるものとする。

3 統合幕僚長は、前項の承認を行った場合には、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長にその旨を通知するものとする。

4 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長は、第2項の承認を行う場合には、前項の通知を統合幕僚長から受けた上で、第1項の現地協定の締結について整備計画局長とあらかじめ協議するものとする。

5 締結権者は、第1項の現地協定を締結した場合には、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長を通じ、防衛大臣に報告するものとする。

(現地協定の改正)

第4条 前条第2項から第5項までの規定は、同条第1項の現地協定を改正する現地協定を締結する場合について準用する。ただし、その改正が軽易なものである場合には、これらの規定による手続を省略することができる。

(施設の管理の職務及び業務)

第5条 次の各号に掲げる訓令に規定する駐屯地司令等の職務及び駐屯地業務隊等の業務については、協定条件に沿って実施するものとする。

(1) 駐屯地司令及び駐屯地業務隊等に関する訓令 (

昭和34年陸上自衛隊訓令第44号)

(2) 基地隊の編制に関する訓令 (昭和29年海上自

衛隊訓令第9号)

(3) 磁気測定所の編制に関する訓令 (昭和30年海

上自衛隊訓令第43号)

(4) 航空基地隊の編制に関する訓令(昭和36年海

上自衛隊訓令第47号)

(5) 海上自衛隊警務隊の編制及び運用に関する訓令

(昭和37年海上自衛隊訓令第9号)

(6) 潜水艦基地隊の編制に関する訓令(昭和42年

海上自衛隊訓令第10号)

(7) 衛生隊の編制に関する訓令(昭和45年海上自

衛隊訓令第10号)

(8) 警備隊の編制に関する訓令(昭和45年海上自

衛隊訓令第21号)

(9) 海洋観測所の編制に関する訓令(昭和56年海

上自衛隊訓令第38号)

(10) 基地業務隊の編制に関する訓令(昭和62年

海上自衛隊訓令第36号)

(11) 対潜資料隊の編制に関する訓令(平成4年海

上自衛隊訓令第1号)

(12) 弾薬整備補給所の編制に関する訓令(平成1

0年海上自衛隊訓令第29号)

(13) 造修補給所の編制に関する訓令(平成10年
海上自衛隊訓令第30号)

(14) 航空プログラム開発隊の編制に関する訓令(
平成14年海上自衛隊訓令第17号)

(15) システム通信隊の編制に関する訓令(平成1
4年海上自衛隊訓令第22号)

(16) 基地司令及び基地業務に関する訓令(昭和4
1年航空自衛隊訓令第1号)

(委任規定)

第6条 この訓令の実施に関し必要な事項は、この訓令
並びに日米地位協定及び協定条件に定めるもののほか
、第4条に規定する軽易なものの基準については整備
計画局長が、その他については統合幕僚長、陸上幕僚
長、海上幕僚長又は航空幕僚長がそれぞれ定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年3月22日から施行する。

(適用)

- 1 第4条及び第5条の規定は、この訓令の施行の日前に合意され、施行の日において有効である協定条件についても適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。